

平成24年 7 月 24日

練馬区地域包括支援センター運営協議会および
練馬区地域密着型サービス運営委員会について

1 目的等

	地域包括支援センター運営協議会	地域密着型サービス運営委員会	(参考) 介護保険運営協議会
目的	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために設置する。	地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置する。	介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、設置する。
主な役割	区長の求めに応じて、次に掲げる事項について協議し、意見を述べる。 (1) 地域包括支援センターの設置・運営に関する事項 (2) 地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項	区長の求めに応じて、次に掲げる事項について協議し、意見を述べる。 (1) 地域密着型サービスの額に関する事項(介護予防を含む) (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項(介護予防を含む) (3) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準、事業の設備および運営に関する基準(介護予防を含む) (4) 地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項	区長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議、答申する。 (1) 介護保険事業計画に関する事項 (2) その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

※ 平成21年4月から「高齢者相談センター」の呼称を使用しているが、地域包括支援センターは法令で規定されているため、協議会名称は地域包括支援センター運営協議会としている。

2 委嘱

(1) 地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会の所掌事務は密接な関係があり、効果的かつ効率的運営の観点から、前期同様、両会を通じた委員として委嘱する。

(2) 委嘱期間

平成24年7月1日から平成27年6月30日まで（3年間）

3 会議の運営

(1) 原則として、両会は同日開催とし、地域包括支援センター運営協議会終了後、地域密着型サービス運営委員会を開会する。なお、同一案件の場合はいずれかの会において協議を行うものとする。

(2) 「区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱」に基づき、会議は原則公開とし、10名程度の範囲において傍聴できるものとする。

ただし、非公開案件の協議等の場合は、傍聴不可とする。

(3) 会議日程は、区のホームページにより事前に周知する。

(4) 議事録は、委員の承認を得た後、区ホームページに掲載する。

(5) 委員報酬は、後日、出席委員の届出口座に振り込むものとする。